

県 た ば こ 税

たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの購入代金に含まれています。

<納める人>

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

<納める額>

県内での売渡し等に係る本数×1,070円／1,000本

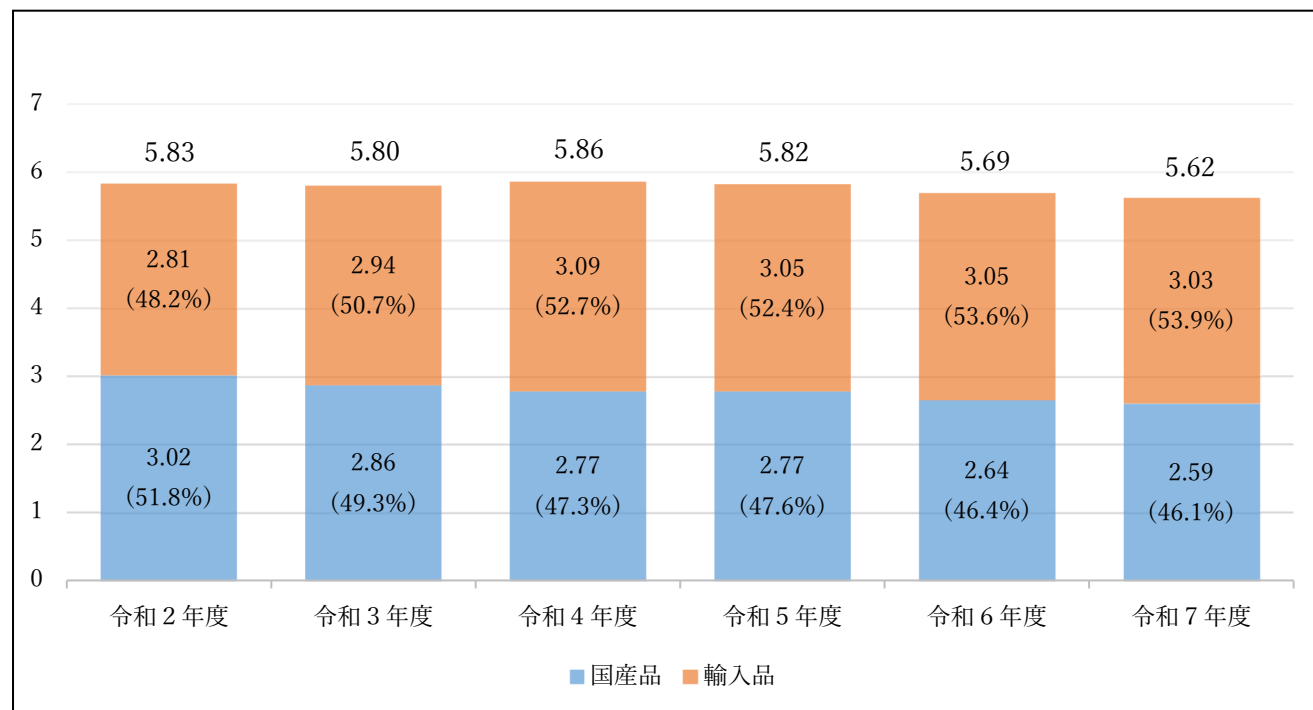
<申告と納税>

製造たばこの製造者等が毎月の売渡し分の税金を翌月の末日までに申告し、納めることになっています。

●1箱（20本入り）580円のたばこの場合、県たばこ税は21.40円となります。

国たばこ税 136.04円		市町村たばこ税 131.04円		たばこ特別税 16.40円		税抜き価格分 222.40円
		県たばこ税 21.40円		消費税及び地方消費税 52.72円		

●県内の最近のたばこ売渡し等本数（単位：億本）



たばこ買うなら地元の市町村で！

たばこ税は、たばこが販売された県や市町村の収入となって、皆さんの暮らしに役立っています。

<この県税についてのお問い合わせ先>

この県税についてお尋ねになりたいことがありましたら、東部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	FAX 番 号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3518	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（東部庁舎4階）
鳥 取 県 庁 税 務 課	課税担当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（第一庁舎5階）